

大阪市障害者施策推進協議会 会議録

- 1 日 時 平成 22 年 2 月 1 日（月） 14 時 00 分～16 時 00 分
- 2 場 所 大阪市中央公会堂
- 3 出席委員 右田委員、大野町子委員、大野芳廣委員、柿内委員、佐藤委員、下川委員、難波委員、西滝委員、濱地委員、松端委員、三田委員
- 4 欠席委員 大谷委員
- 5 事務局 平田健康福祉局長、落合障害者施策部長、東一障害福祉企画担当課長、柚原自立支援担当課長、中島施設管理・指導担当課長、川口こころの健康センター精神保健医療担当課長、南井心身障害者リハビリテーションセンター総務担当課長、その他、大阪市障害者施策推進会議幹事、事務局担当者
- 6 議 題
 - (1) 大阪市障害者支援計画後期計画（平成 20～23 年度）の進捗状況について
 - (2) 第 1 期大阪市障害福祉計画（平成 18～20 年度）の進捗状況について
 - (3) 各区地域支援調整チームからの要望に対する回答について
 - (4) 地域自立支援協議部会（大阪市地域自立支援協議会）の活動状況について
 - (5) 今後のスケジュールについて（案）
 - (6) その他

会議録

司会（桑田障害者施策部担当係長）

ただいまから、大阪市障害者施策推進協議会を開催いたします。

私は、本会の事務局として、本日の司会を務めさせていただきます、健康福祉局障害者施策部障害福祉企画担当の桑田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、大阪市健康福祉局長から、ごあいさつを申し上げます。

（平田健康福祉局長）

大阪市障害者施策推進協議会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、平素から大阪市政の各般にわたり格別のご支援、ご協力を賜り、また、本日は何かとお忙しい中、本協議会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

大阪市では、障害のある方が個人として尊重され、その権利を実現し、持てる力を十分に発揮して社会参加するとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、「大阪市障害者支援計画」に基づき、様々な施策を推進してまいりました。

また、障害者支援計画における障害福祉サービス等に関する事項についての実施計画として「大阪市障害福祉計画」を定め、障害者自立支援法で定める必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、取り組んでいるところでございます。

このようななか、現在、国は、障害者自立支援法を廃止して新制度を導入する方針を明らかにしており、障害者福祉制度全般について大きな転換点を迎えようとしているところです。

本市といたしましては、国などの動向を注視しながら、状況の変化に対して、適時・適切な対応

をしていかなければならないと認識しているところでございます。

本日は、計画の進捗状況をご報告いたしますとともに、今後のスケジュールなどにつきましてご説明させていただくこととしておりますので、皆様方の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

我々事務局といたしましても、皆様からいただいたご意見等も踏まえ、円滑な会議運営に努めてまいりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げ、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。

司会（桑田障害者施策部担当係長）

続きまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介申し上げます。

お手元の「資料1」の「大阪市障害者施策推進協議会委員名簿」及び座席表をご覧ください。

本日ご出席いただきました専門委員の皆様を、配席順にご紹介させていただきます。

右田（うだ）委員でございます。

大野町子（おおの まちこ）委員でございます。

大野芳廣（おおの よしひろ）委員でございます。

柿内（かきうち）委員でございます。

佐藤（さとう）委員でございます。

下川（しもかわ）委員でございます。

難波（なんば）委員でございます。

濱地（はまち）委員でございます。

三田（みた）委員でございます。

西滝（にしたき）委員でございます。

なお、加藤（かとう）委員、中岡（なかおか）委員、石井（いしい）委員はご退任されました。

また、ご新任として大谷（おおたに）委員、大野芳廣委員、西滝委員、濱地委員、松端（まつのはな）委員が就任されましたのでご報告させていただきます。

各委員の皆様、何卒、よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

なお、大谷委員におかれましては、本日、都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

また、松端委員におかれましては、遅れてご出席いただけるのご連絡をいただいております。

本日、現時点で10名のご出席をいただいております。委員数の過半数の皆様のご出席がございますので、本会は、条例に基づき有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、本日出席しております本市職員につきまして、ご紹介させていただきます。さきほどご挨拶申しあげました、

平田（ひらた）健康福祉局長でございます。

落合（おちあい）障害者施策部長でございます。

そのほか、関係部局から課長級職員が出席をいたしております。よろしくお願いいたします。

また、当委員会は、「審議会の設置及び運営に関する指針」に基づきまして、公開となっております。傍聴を希望される方には傍聴席へ着席していただいております。

なお、ここで、平田局長につきましては、他の公務がございますので、大変恐縮ではございますが、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

司会（桑田障害者施策部担当係長）

それでは、審議に入ります前に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

お手元の次第の次に、資料といたしまして、

資料 1 大阪市障害者施策推進協議会委員名簿

資料 2 大阪市障害者支援計画後期計画の進捗状況

資料 3 第 1 期大阪市障害福祉計画の進捗状況

資料 4 各区地域支援調整チームからの要望に対する回答（案）

資料 5 地域自立支援協議部会（大阪市地域自立支援協議会）の活動状況

資料 6 次期障害者支援計画及び障害福祉計画の策定に向けた基礎調査の進め方について（案）

資料 7 今後のスケジュール（案）

資料 7 の後ろに参考といたしまして、国資料であります「障害者制度改革の推進体制」を添付しております。

資料 8 傍聴要領（案）

また、参考資料といたしまして、

参考資料 1-1 大阪市障害者施策推進協議会専門委員会障害者計画策定・推進部会委員名簿

参考資料 1-2 大阪市障害者施策推進協議会専門委員会地域自立支援協議部会委員名簿

参考資料 1-3 大阪市障害者施策推進会議幹事名簿

参考資料 2-1 大阪市障害福祉計画の進捗状況（参考資料編）

また、その他に基本的な資料につきましては、別とじのファイルでご用意させていただいております。ファイルの中身は、

「大阪市障害者支援計画 後期計画（平成 20 年度～23 年度）」

「第 1 期 大阪市障害福祉計画（平成 18 年度～20 年度）」

「第 2 期 大阪市障害福祉計画（平成 21 年度～23 年度）」

「身体障害者（児）・知的障害者（児）基礎調査報告書（概要版）」

「精神障害者基礎調査報告書（概要版）」

「障害者施設入所者基礎調査報告書（概要版）」

「特定疾患患者・小児慢性特定疾患患者基礎調査報告書（概要版）」となっております。

お手元にそろっておりますでしょうか。

このファイルは毎回ご持参いただかなくてよろしいように、事務局で保管をさせていただきたいと考えております。

また、本部会の進行でございますが、会場の都合により午後 4 時 00 分に終了しなければなりませんので、よろしくお願いいたします。

なお、本協議会は公開となっております。

ご発言の際には、係の者がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを使って、お名前を言っていただいてから、ゆっくりとお話いただきますようお願いいたします。

司会（桑田障害者施策部担当係長）

それでは、議事に移りたいと存じますが、本協議会では条例により、委員の互選により会長を置くこととしております。

任期満了による委員改選で、新たな体制がスタートして以来、本日が最初の推進協議会となりますので、本日皆様に会長を選出していただきたいと考えております。

事務局としましては、これまでに引き続き、右田委員にお願いしたいと考えておりますが、如何

でしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、異議なしということで進めさせていただきたいと存じます。

右田委員におかれましては、正面の会長席へお移りいただきますよう、お願いいたします。

それでは、以降の議事進行を右田会長にお願いいたします。右田会長よろしくお願いいたします。

(右田会長)

それでは、一言ごあいさつさせていただきます。

本来なら、どなたかに会長をお代わりいただきたいと思いますでしたが、先程から資料をご覧いただきましたように継続の課題が随分ございますので、もう一度はこの大任を果たさせていただきたいと微力ながら思っております。どうぞよろしくご協力いただきますようお願いいたします。

それで、いずれにいたしましても、この障害の問題というのは社会福祉の原点と言いますか、健康福祉局が担う色々な事務の原点でもございますし、資料にもありますが、大変膨大な作業、そして多様なニーズに答えていくというような事で、私どものこの委員会自体も大変ですが、事務局も相当の検討を続けてこられたと思います。

今日も時間の関係で、その検討の隅々に至るまで、充分伺うことができないと思いますが、そこらへんもご賢察のうえ今日の報告等を受けていただきたいと思います。と存じます。

それでは、次第にしたがいまして、議事を進めてまいります。

会場の時間が限られていますので、議事の円滑な運営にご協力ください。

それでは、早速ですが、議題(1)、(2)について事務局、ご説明願います。

(東一障害福祉企画担当課長)

健康福祉局障害者施策部障害福祉企画担当課長の東一でございます。

関連いたしますので、議題(1)と議題(2)につきまして、2つの計画の進捗状況について続けてご説明させていただきます。

それぞれの計画の進捗状況についての説明でございます。

まず議題1では「大阪市障害者支援計画後期計画の進捗状況について」ということで資料2をご覧ください。

この計画は、障害者基本法に規定されました、市町村障害者計画の位置づけで、本市における障害者施策の基本的方向性を示しました総合的な計画でございます。

平成15～24年度を計画期間といたしました大阪市障害者支援計画の中間年にあたります、平成19年度に新たな法整備が社会情勢上の変化を踏まえて後期計画として全面改定したもので、平成20～23年度を後期計画の計画期間としております。

この後期計画では、大阪市障害者支援計画の計画体系を引き継ぎ、第1部が総論、第2部が各論として「権利擁護と当事者活動の支援」、「啓発・広報」、「生活支援」、「就業支援」、「教育・保育」、「保健・医療」の7つの分野における現状と課題を整理し、基本的な施策の方向性を示しています。

資料2は、大阪市障害者支援計画後期計画の20年度の実績についてまとめたものでございます。

具体的な施策の実施状況につきましては、お手元の資料のとおり多岐にわたりますので、主な項目を中心に説明いたします。なお、前計画になりますが、19年度の実績は参考として()内に記載しております。

それでは、はじめに、1ページ上段をご覧ください。

「第1部総論 第2章計画の推進に向けた方策 2 推進基盤の整備」です。

(2)の「相談支援の充実」では、市地域自立支援協議会は20年4月に、各区地域自立支援協議会は7月までに全区で、設置され、活動をはじめています。

飛びまして、4ページ上段をご覧ください。

(6)の「地域福祉の推進」としては、保健・医療・福祉の各施策の調整と総合推進を図ることを目的に、地域支援ネットワークの区レベルに「実務者会議」と「代表者会議」を設置しているところで、引き続き、各区において障害者支援も含め、地域における地域支援調整チームの活動を実施しています。

なお、区地域自立支援協議会は、「実務者会議（障害者専門部会）」に位置づけ、区内でのネットワークに組み入れております。

5ページ上段をご覧ください。

ここからは、各論説明になります。

第1章 権利擁護と当事者活動支援 (1)の「相談体制の充実」では、権利擁護の相談としまして、大阪市社会福祉研修情報センターの総合相談事業の中で権利擁護相談を実施しており、平成20年度では、1.23倍に相談件数が増えているとの内容を示しております。

②では、20年度から、地域自立支援協議会におきまして、委託相談支援事業者の運営評価を行うということで、自己評価を行い、併せて区地域自立支援協議会で報告していくという手順をとっています。

6ページ上段をご覧ください。

(2)の「後見的支援事業の利用の促進」ですが、成年後見制度にかかる市長審判請求に関しては、調整会議での検討が126件となっており、前年度と比べ大きく増えています。

また、7ページ中段、③の大阪市成年後見支援センター事業、19年度事業実施ですが、相談件数としては、知的障害が72件から222件、精神障害が48件から157件へと、それぞれ3倍程度の利用増となっています。

また、その下、「③精神医療オンブズマン制度」につきましては、8月以降廃止となっていますが、それに代わるものとして、平成21年度から新たに大阪府において「精神科医療機関療養環境検討協議会」を急遽立ち上げ、大阪市もこれに参加し、現在、取り組みをすすめているところでございます。

次に、9ページ上段をご覧ください。

ここからは「第2章 啓発・広報」でございます。

(1)として、各部署において啓発広報に取り組んでおりますが、10ページ、11ページにありますように、12月の障害者週間に⑨⑩、11ページの⑥などの取り組みを行い、啓発を進めています。

平成20年度から市庁舎の1階ホールにおきまして、啓発作文、啓発ポスター、また、授産製品の展示を行うといった取り組みを行っております。

次に「第3章 生活支援」でございます。

13ページ上段をご覧ください。

相談、情報提供体制の充実、④の「発達障害者支援センターの運営」ですが、発達障害者支援法の制定を受けて平成18年1月に発達障害者支援センターを開設し、発達障害児（者）及びその家族に対し相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発、研修事業を実施していますが、20年度の実績としましては、相談件数が大きく増加しております。

次に15ページ上段をご覧ください。

⑭として身体障害者補助犬に関する苦情相談窓口の設置を、法改正により、設けております。

中段では、ウ「地域における相談の充実」としまして、先に説明いたしました、20年4月に設置した①の大阪市地域自立支援協議会は4回開催し、②の各区においても地域自立支援協議会を開催し、地域の支援関係機関の相談支援体制の充実をはかるため、連携体制の構築に努めているところでございます。

また、一番下③では小児慢性特定疾患児等のピアカウンセリング事業は新規事業として相談件数をあげています。

次に17ページ(2)地域生活の支援となっておりますが、⑥の介護付きタクシーの配車調整を行います「福祉タクシー総合配車センター」を国、府、堺市とともに19年12月に設立し、20年度も引き続き運営しています。

次に18ページ上段から中段をご覧ください。

ここには、生活支援分野における、障害者自立支援法に基づくサービスの利用状況につきましては、このあとの議題2「大阪市障害福祉計画の進捗状況」にてご説明させていただきたいと存じます。

少し飛びまして、23ページ下段に(6)「多様なニーズに対応した支援」についてまとめています。27ページ下段には(8)スポーツ・文化活動の振興としてスポーツセンターの運営等の実績を掲載しております。

28ページから第4章「生活環境」で、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づく取り組みについてまとめておりますが、34ページ上段の①「鉄道駅舎エレベーター等設置助成」ですが、20年度はエレベーター9基の設置助成を行ったところです。

市営交通バリアフリー計画の抜粋・主な事項に関する予定については、59ページにまとめております。

36ページの(3)「暮らしの場の確保」では、ア「市営住宅の改善等」で、市営住宅につきましては、公営住宅法の一部を改正する法律が施行され、平成18年2月からの募集において、精神障害者及び知的障害者の単身入居が可能となったところですが、20年度においては35件ございました。引き続き制度周知に努めています。

民間住宅の活用支援のため、委託相談支援事業者による「住宅入居等支援事業」について37ページウ①と、オ③に事項があがっておりますが、今後の増が期待されるところです。

(4)「防災・防犯対策の充実」では、38ページの最後になりますが、20年度では「大阪市災害時要援護者避難支援計画」の策定にむけての議論を進める、としておりますが、検討を経て、21年度にこの計画の策定に至ったところでございます。

次に、39ページから「第5章 就業支援」となっております。

それぞれ、継続して施策の推進を図っておりますが、41ページ中段をご覧ください。

「④知的障害者の長期受入プロジェクト」としまして、20年度現在の総数は8名となっております。42ページ中段のカの②をご覧ください。

地方自治法施行令第167条の2第1項、第3号では、障害者福祉施設等から物品を購入する際、地方公共団体の規則に基づき随意契約により購入できると規定されておりましたが、平成20年3月1日付けの一部改正により障害者施設等への役務の発注が可能となり、その対応を進めてきております。

また、44ページ上段の、エでは、⑥精神障害者雇用に関する啓発事業として「就労準備チェックシート」を作成し、また、オ①にもありますように発達障害者就労支援事業も新規に実施しているところです。

また、一般企業への就職を希望する障害者を対象に、多様な支援を行う「大阪市障害者就業・生

活支援センター」が中核的な機能発揮をしていく必要があるため、43 ページ上段にありますように「イに機能の強化」の事項を新たに設けておりますが、平成 20 年度では、中央就業・生活支援センターと市内 5 箇所地域就業・生活支援センターが事業実施しております。

次に、45 ページからは「第 6 章 教育・保育」でございます。

特別支援教育に推進に努めており、47 ページ中段では、「イ 教育諸条件の整備・充実」としまして、各校のエレベーター設置状況を記載しております。

最後に「第 7 章 保健・医療」です。

58 ページ「エ地域における医療連携体制の構築」については今計画で項目を設定した事項で、①「地域保健医療計画推進」と②「地域連携診療計画管理料の算定」について、あげております。

58 ページ上段では、イ「地域精神医療体制の整備」として具体的には①精神科救急医療体制整備の内容を記載しています。

市内の精神科救急の現状ですが、平成 20 年 9 月に大正区に「ほくとクリニック病院」が 50 床の精神科単科病院としてご参入いただいたことで、市内の精神科病床数が 241 床となり、減少によりやく歯止めがかかりました。

なお、「ほくとクリニック病院」では平成 20 年 10 月から大阪府下の精神科救急システムにご参入いただき、平成 20 年度入院受入全体件数 1,227 件のうち 89 件の実績を残していただいています。

救急入院用病床確保数は、19 年度に比べて減少しておりますが、入院件数が概ね 1,200 件台で推移していることから、平成 20 年度に確保病床数の適正化を図ったものでございます。

下段をご覧ください。

難病患者への支援といたしまして、①の「難病患者療養相談事業」を行っております。

平成 20 年度におきましては、延べ面接数 5,904 人、療養相談会に 526 人の参加をいただいております。

また、②の「小児慢性特定疾患児療養相談事業」、これは先程も申しあげましたが新規の事業でございます。参加人数等について挙げさせていただいております。

以上、非常に走った形となりましたが、支援計画のうち、新規等でお伝えしておく必要があるものについてのご報告とさせていただきます。

それでは議題 2 の「障害福祉計画の進捗状況について」ご説明いたします。

資料 3 をご覧ください。

今回説明しますのは、18～20 年度を計画期間とする第 1 期計画の実績です。

確認になりますけれども、第 1 期計画は、自立支援法ができる以前からあった福祉施設は、新たなサービス体系へ平成 23 年度末までに移行を完了することとされていることから、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」「入院中の精神障害者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行等」について平成 23 年度までの数値目標を設定したうえで、計画最終年にあたる平成 23 年度に必要な障害福祉サービスの見込量を設定し、併せて中間段階の位置づけとして、平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度における障害福祉サービスの見込量を設定するとともに、その確保のための方策を定めたものでございます。

目標値や必要見込量を掲げた事項を一覧にまとめてございます。

なお、参考資料 2-1 の「参考資料編」として個表やグラフを掲載しているもので、併せてご覧いただきたいと存じます。

まず、項目番号 1-1「入所施設利用者の地域移行」についてご説明いたします。

施設入所者の地域移行については、第 1 期計画における地域移行の実績としては、平成 18 年度

82人、平成19年度124人、平成20年度95人が施設を退所して地域へ移行しています。3ヵ年でのべ301人が地域へ移行しており、20年度末時点で、23年度目標の117.6%の達成率となっています。

次に関連して施設入所者数ですが、平成20年度の実績は、「施設入所支援」が283人、「旧法施設支援」が1,323人で、合計で1,606人となっております。見込み数の1,637人よりも29人減っているということで移行が進んでいると言える状況でございます。

入所施設利用者の地域移行については、「障害者の地域での自立生活促進に向けての意識づくり」「地域生活移行を支援する仕組みづくり」「地域で暮らすための受け皿づくり」の3つの課題を踏まえ、当事者、関係者とも意見交換を行いながら、引き続き、地域での自立生活への移行を促進するためにさまざまな施策に取り組んでいくこととしています。

また、先般開催いたしました、障害者計画策定・推進部会においても、さらなる推進を図るようにといった意見をいただいたところでございます。

次に項目番号1-2「入院中の精神障害者の地域移行」についてですが、第1期計画における基本的な考え方では、いわゆる社会的入院の解消や入院中の精神障害者の人権擁護の取り組みに努めてきており、「社会的入院は精神障害者に対する人権侵害」であるとの認識に立ち、地域移行の推進を図ることとしています。

このような基本的な考え方のもと、平成23年度の目標数値としては、平成17年度の精神科在院患者調査結果に基づき、入院前の居住地が大阪市内であった4,827人のうち、病状的には退院可能と考えられるにもかかわらず1年以上入院を継続している「軽度」、「院内寛解」及び「寛解」の960人を本市の退院可能な精神障害者とみなし、平成24年度までの5年間の社会的入院の解消を視野に、平成23年度までの4年間の地域移行の数値目標を822人として設定し、退院・社会復帰を目指すこととしています。

これまでの実績についてですが、平成20年度実績については22人で、平成18年度からの累計では279人となり、33.9%の達成率となっています。

本市精神障害者地域生活移行（退院促進）支援事業の実績ですが、平成18年度は13人、平成19年度は10人、平成20年度では13人となっています。

市内に医療資源としての精神科専門病院が少ない状況のなかで、実施してきた強化事業も含めた退院促進事業の検証と課題検討の場として「精神障害者地域生活移行支援事業検討会議」（仮称）を立ち上げ、今後の退院促進事業のあり方を明確にし、課題解決を目指してまいりたいと考えております。

次に項目番号1-3「福祉施設からの一般就労」についてですが、第1期計画では、平成16年度、17年度の福祉施設からの一般就労者の平均85人であったため、国の基本指針どおり、その4倍にあたる340人を目標数値として設定しています。

一般就労の実績としては、平成18年度72人、平成19年度97人、平成20年度84人が福祉施設から一般就労の数字となっています。

目標数値である340人との比較では24.7%の達成率となっており、数値を見る限りでは、厳しい状況であるといわざるを得ません。

この、計画目標数値と実績との乖離については、他都市の目標数値、実績のバラつきからみても、国の基本指針自体の問題も否めないとは考えるところですが、就労支援は障害者の自立支援を進める上で、大きな柱であり、達成にむけて推進していく必要があります。

これら3つの数値目標達成にむけて、必要となるとして示した18年度から20年度までの障害福祉サービスの見込み量に対します実績ですが、その下でございます。

まず、項目番号2-1「訪問系サービス及び短期入所」でございますけれども、これまで短期入所

では平成 20 年度 69.0%と見込み量を下回って推移しておりますけれども、その他の「訪問系サービス」について、年度別達成率については、平成 18 年度が 94.3%、平成 19 年度が 97.8%で、平成 20 年度が 112.9%と見込み量を達成している状況でございます。

次に項目番号 2-2「日中活動系サービス」でございます。日中活動系サービスにつきましては、旧体系サービスから新体系サービスへの段階的移行を見込むという事と、小規模作業所の法定サービスへの移行や、精神障害者の退院促進によりまして、平成 23 年度には利用者が現在の 1.6 倍に増加すると見込んで見込み量を設定しております。

旧体系サービスから新体系サービスへ移行後のサービス種別に隔たりがあるといったことから、表にございますように、各サービスで見た場合に第 1 期の見込量とかけ離れたサービス種別が存在するといった状況がございます。

新体系サービスへの意向希望調査とか、小規模作業所利用者の法定サービスへの移行状況を把握していくことが必要であると考えております。

5 年間の経過措置が設けられていることもあり、国の基本指針における移行率を踏まえた上で、事業者の意向調査結果を反映した計画数値となっております。

次に項目番号 2-3「居住系サービス」について説明いたします。

まず、「グループホーム・ケアホーム」の実績についてですが、グループホーム・ケアホームの利用者数は、順調に増加しており、見込量には達していないものの、年度別達成率は 18 年度 98.6%、19 年度 93.9%、20 年度 84.6%の値となっております。

大都市圏における物件の確保の困難さや、改正消防法への対応など、グループホーム・ケアホームを取り巻く環境が厳しいことを踏まえ、必要な施策を検討しながら、今後とも見込量の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に地域生活支援事業の中の、項目番号 3-6「移動支援事業」について申し上げますと、平成 18 年 10 月の障害者自立支援法の施行に伴いまして介護給付の外出介護事業から地域生活支援事業の移動支援事業へと変更されたものでございまして、実績につきまして、年度別達成率で見ると、平成 18 年度 94.7%、平成 19 年度 98.4%、平成 20 年度 96.2%とほぼ目標数値を達成している状況でございます。

時間の関係で全ての事項についての説明という形ではございませんけれども、3 つの目標数値を定めた事項の説明、併せましてサービスの見込量を定めた事項について、ポイントをご説明いたしましたけれども、個々の事業ごとの進捗状況には差が見られるといったことから、昨年 3 月に策定しました第 2 期の福祉計画におきましては、これまでの進捗状況を踏まえまして、新たに数値目標を設定するとともに、その実現のために必要となる障害福祉サービスの見込量やその確保のための方策につきましても、課題を踏まえて検討を加えさせていただきました。

先程の局長あいさつにもありましたように、障害者自立支援法の廃止が示されております。この計画はどのようになるのかというような意見もございますけれども、現時点では現行の規定に沿いまして、第 2 期計画の着実な推進を目指していくこととしております。

非常にざっぱくになりましたが両計画についての説明は以上です。

(右田会長)

ありがとうございました。

数字を追っておりますと、一息遅れましたけれども、ただ今、事務局から「障害者支援計画後期計画の進捗状況」と「障害福祉計画の進捗状況」を報告していただきました。

何かご質問、ご意見がございましたらおっしゃっていただきたいと思っております。

(西滝委員)

大阪市聴言障害者協会の西滝と申します、よろしくお願ひいたします。

確認だけさせていただきたいのですけれども、障害者自立支援法に基づいて福祉計画があるという事ですが、これは平成20年度までの計画ということで、平成21年度からは、また作成中という事であって、平成20年度までの計画の中には地域生活支援事業の必須事業でコミュニケーション支援事業が漏れている、それを21年度からは漏れないようにきちんと加えるという事で確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

(右田会長)

では、事務局よろしくお願ひいたします。

(東一障害福祉企画担当課長)

先程の説明が不十分で申し訳ございません。先程ご報告させていただいたのは、第1期計画という事で、平成18年度～20年度までの3か年間でございます。

平成21年度～23年度につきましては、第2期計画という事で、去年の3月に策定が済んでおりまして、現在はこの第2期計画に基づいて施策を推進しております。

コミュニケーション支援事業につきましても、計画内容に含めております。

(右田会長)

はい、よろしゅうございますか。

それでは、他にございませんか。

(下川委員)

3点ほどお聞きしたい事がございますが、できれば、1つずつご回答をいただきたいと思ひます。

精神障害者の退院促進が進んでいないという事で、一つは民間住宅の受け入れが難しいという事があると思うので、民間の住宅の持ち主さんへの研修というのが、以前に1回行われたと思うのですが、今後どのようにしていけますか。

(右田会長)

それでは、1つ目の質問にご回答お願ひします。

(川口こころの健康センター精神保健医療担当課長)

こころの健康センターの精神保健医療担当課長の川口でございます。

資料にもありましたように、大阪府居住サポート事業との連携を進めていくというふうに理解しております、ただ、まだまだ精神障害者に対する偏見が強くございまして、正しい理解について大阪市としても主体的に進めていかなければならない課題と考えております。

いわゆる、不動産関係者への働きかけという事につきましては、許認可の関係が大阪府にあるということがありますので、大阪府と連携してさらに進めていくというふうに考えております。

(右田会長)

それで、今後の取り組みに期待するという事でございましょうか、はい。

では、2つ目の質問は何でしょうか。

(下川委員)

居住系サービスのところなんですけれども、精神の方は身体的な合併症を持っていらっしゃる方が多いのですが、私の身の回りで内臓疾患なのにどうしても精神科に入れられてしまうということがあるんですね。

そういう事ではなくて、一般病棟に救急搬送してもらうことを具体的に努めてもらうためには、どのようにしたら良いか教えてください。

(川口こころの健康センター精神保健医療担当課長)

いわゆる入院加療中の精神障害者の方々の身体合併症というのは、これまでも大きな課題となっておりまして、たまたま大阪市内の場合は総合病院に精神科を持つ病院が主体的に精神科救急の対応をさせていただいているという事がありまして、そのこの部分に関してかなりの部分依存してきた部分がありましたが、一旦、精神科症状を呈して入院された方を内部身体合併がある場合については、身体合併の受け入れ医療機関に対して個別に交渉する形を取りまして転院をさせていただくと、もちろん身体合併の一定の治療が終わりましたら、元の病院に戻っていただくというシステムを構築しているところでございます。

ただ、全ての合併症を、合併症受け入れ医療機関が受け入れていただくという部分は、例えば精神科病床の受け入れ体制の問題であったり、さまざまな問題があつてなかなかスムーズにはいかないというのが現状でございまして、大きな課題として認識しているところでございます。

(下川委員)

ちょっとよろしいですか。

入院中に内臓疾患で亡くなる仲間がとても多いのです。それを危惧しているのです、その部分をとりわけ重点的に、私たちは内臓疾患で先に入る体制を考えていただきたいと言っておるのです。

(川口こころの健康センター精神保健医療担当課長)

おっしゃるように、大変大きな課題として認識しておりますので、身体合併症に対する取り組みについて一層強めていきたいと思っております。

(下川委員)

これは福祉計画の部分で、相談支援事業所の件ですが、大阪市24区で2区だけ相談支援事業所が無い区が存在するんですね。そのこの空白の部分大阪市のどのようにされていくのか。

(東一障害福祉企画担当課長)

はい、相談支援については、あとの自立支援協議部会のところでも出てまいります、現在37事業所がありまして、分布を見ますと此花区と天王寺区の2区ですが委託相談支援事業所が無い区がございます。

大阪市では自立支援協議会の24区での立ち上げをしております、併せまして区の地域支援調整チームとの連携体制を採っております、できるだけ区単位で相談支援体制を構築していくことが必要だと考えております。

ただ、37事業所ができてきた経過がございますので、突然そしたら24区にという形に整備をし難

い状況もございまして、現在どういった形で地域における相談支援体制を構築していくかという検討の中で体制を採ってまいりたいと思います、現在検討中でございます。

(右田会長)

はい、それでは今ので3つ質問が出ましたので、他に質問はございますか。
説明についての疑問でも結構です、いかがですか。
もう一つありますか。

(下川委員)

ちょっと小耳に挟んだと言いますか、教育の事でお聞きしたいのですが。
大阪市の財政がひっ迫している、そして、こどもの数が減って、小学校、中学校、高校と統廃合がなされ、空き教室がたくさんある状況の中で、養護学校だけが新設されるという案が出ているらしい、予算が計上されているという事を聞いたので、これはどういった事ですか。
今までの、大阪市の教育のあり方につきましては、共に生きる、共に育つという事でやってきた中で、これは後退しているのではないのでしょうか。

(右田会長)

それでは、教育委員会からご出席いただいている事務局の方、よろしくお願いします。

(島田教育委員会事務局特別支援教育担当課長)

教育委員会事務局特別支援教育担当課長の島田と申します。
ご指摘の点でございますけれども、私ども大きくはノーマライゼーションの理念に沿いまして、地域で共に生き、共に学ぶという、その大きな方針は変わっておりません
ただ、特別支援学校に在籍しているこども達の近年の状況でございますけれども、特に義務教育を終えまして、高等部のお子さんの受け皿といたしましては、特別支援学校の高等部がある訳でございますけれども、ここへの在籍者数が近年増加しておりまして、これは大阪市だけの問題ではございませんで、全国的に特別支援学校の在籍数の増加の中で、受け入れのための教室数、学校数が不足してきているという状況がございます。
大阪府も同じような傾向にありまして、今年度4月から、大阪府の方では4地域にいわゆる転活用なども含めまして、特別支援学校を新設するという方向を示しているところでございますが、市内も同じく厳しい状況がございまして、私どもも受け入れにつきまして、特に高等部中心という事ではございますけれども、調査検討していく必要があると判断いたしまして、現在、調査検討必要性から予算案という事で調査検討を考えているという状況でございます。

(下川委員)

高校を志望する障害児が年々減っていると思うのですけれども、これは共に中学校を歩んできた仲間たちと共に地域の高校へ行こうということで、大阪府、大阪市はやってきたと思うのですが、やはり当たり前前に市内の高校に進学するという方向を学校単位で促しておられるのかどうかという事をお聞きしたいのです。

(島田教育委員会事務局特別支援教育担当課長)

高校をいわゆる自立支援枠という形で、大阪府下からスタートしました高等学校での障害児の受

け入れということも、一方では調査研究からスタートいたしまして、現在大阪でも2校におきまして、自立支援枠を2名から3名に拡大するなどして、取り組みを進めておるといところでございます。

そういうニーズにしっかり応えていくという事では、今後もさらに検討を深めていくということが必要であるかと、また、一方では特別支援学校へのニーズというものもありますので、そこらへんの所も十分に検討していかねばならないと考えております。

(右田会長)

今後も情報を十分に伝えていただくという事をお願いしたいのと、また、委員さんも直接連絡を取りつつという事で課題とさせていただきます。

他に何か質問はございますか。時間の関係もありますので、これは特にということがあればお聞きしたいと思います。

それでは、恐れいたします。次の議題3について参ります前に、議題1、2については、ともに報告事項ということでもありますけれども、やはり引き続き取り組みを進めていただかざるを得ない点が随分あるように思います。

また、議題2についても、若干、見込み数と実績数に開きの項目もありましたので、いずれにしても、深刻な課題を含みながら、今後の国の動向も見据えながら鋭意努力を是非お願いしたいという事で、次の議題に入らせていただきます。

次の議題3と4は関係付けながら、併せてご報告をいただければと存じます。

(東一障害福祉企画担当課長)

では、議題(3)と(4)を続けてご説明させていただきたいと存じます。

議題(3)が、各区地域支援調整チームからの要望に対する回答ということで、資料4をご覧ください。

これは、各区でさまざまな取り組みをしていただいております、その取り組みで明らかになりました障害者支援に関わる諸課題につきまして、本市の地域支援システムにおいて地域の課題を集約して障害者施策部に寄せられたものです。

今回は、今年度これまで8区、具体的には、福島区、港区、天王寺区、浪速区、東淀川区、住之江区、住吉区、西成区の地域支援調整チームより寄せられました30項目の要望につきまして、報告をさせていただきます。

これまで、1月25日に開催しました障害者計画策定・推進部会、また、1月29日に開催しました地域自立支援協議会におきましても報告させていただいております、ご意見もいただいております。

今日は若干、その意見を踏まえて整理をさせていただいておりますが、今日の大阪市障害者施策推進協議会でご報告させていただいた後、それぞれの区の地域支援調整チームに対して回答させていただく予定としております。

今日は時間の関係があり、1つ1つの要望についてのご説明は割愛させていただきますけれども、全体的な傾向といたしまして、地域における支援体制の強化や、関係機関の連携、社会資源の充実など、相談支援体制の充実を求める内容のものが最も多く30件中、16件ございます。

とりわけ、発達障害や強度行動障害をはじめとするもの、高次脳障害など特定の障害がある方の支援の充実を求めるものが多くあがっておりますのが今年度の特徴です。

先程、下川委員からもご意見を頂戴しました、委託相談支援事業所が無い区についての要望も含まれております。

また、昨年に引き続きまして、日中活動系のサービスの充実、重度訪問介護や行動援護のサービ

ス提供者の慢性的な人材不足への対応につきましての要望も8件、また、就労支援の関係も3件、その他、障害者虐待の防止、地域移行の取り組みに対する要望などもあがっているところです。

先ほども申しあげましたが1つずつの報告はできませんが、本市の考え方については、項目毎に記載させていただいております。

十分な回答となっていないものもございますけれども、今後、市の障害者施策を推進していくうえでの課題ということで認識させていただきまして、引き続き検討して参りたいと考えております。

続きまして、議題（4）の地域自立支援協議会の活動状況でございます。

資料5をご覧ください。地域自立支援協議会は、本市におきましては市及び、24区に設置することといたしまして、市レベルの協議会はこの障害者施策推進協議会の専門委員会地域自立支援協議部会として設置したところでございます。平成20年度は計4回、21年度はこれまで2回開催をしております、その内容は資料5に開催状況としてまとめております。

見ていただいておりますとおり、主な内容につきましては、委託相談支援事業者の運営評価に関すること、また、各区の地域自立支援協議会の運営に関することとなっております。

この市の地域自立支援協議会の役割につきましては、資料5-2の点線囲みの部分に記載させていただいております。これまで委託相談支援事業者に関すること、特に自立支援協議会が立ちあがってまだ時間が経っておりませんので、委託相談支援事業者の運営評価に関すること、区の地域自立支援協議会の運営に関することが主な議題としてご審議いただいていた内容でございます。

委託相談支援事業者の運営評価につきましては、平成20年度から、まず自己評価をしていただいたうえで、区の協議会でプレゼンテーションを行うという運営評価手法を採らせていただいております。

また、各区の地域自立支援協議会の開催状況の報告とその活性化についての議論をしていただいております。

資料5の裏面に、先般1月29日に開催いたしました、第2回の配布資料の一覧を記載しております。その後ろに、今回の配布資料を添付しております。

資料5-3が平成21年度4月から12月末までの状況でございますが、各区の地域自立支援協議会の開催状況をまとめたものでございます。

平成20年度から、ポチポチ立ち上がってきておりますが、全般的には前年度より開催回数が増えてきている状況でございます。

また、委託相談支援事業所の自己評価や情報交換といったものの他に、部会を立ち上げたり、事業所連絡会を立ち上げたり、また、災害時対応の協議をされたり、企業や当事者アンケートをしたり、相談会・講演会であったり、多彩さが見られるようになってきております。

しかし、少ない区では、2回しか開催していない所が見られるなど、区によっては運営状況にバラつきが見られるといったことから、その活性化に向けての取り組みについても、市の自立支援協議会において様々なご意見をいただいたところです。

資料5-5、5-6、5-7が委託相談支援事業者の運営評価に関する資料でございます。資料5-5が自己評価シートの様式でございまして、先程申しました37相談支援事業所がございまして、13ページ以降の書類を事業所ごとに提出していただき、それを事務局で集約したものが資料5-6、5-7でございます。ただ、37事業所から提出いただいた資料は大変膨大なものでありまして、市の自立支援協議会においても、十分な分析ができていないのではないかという意見、そして、この内容をどう生かしていくのか、また、共有化できるようにすることが必要ではないかという意見がございまして、今後、自立支援協議部会の委員を中心にワーキング会議を開催して分析を行っていくことが適当ではないかということになり、今後メンバーなどを部会長と調整して進めていきたいと考えてお

ります。今後ワーキング会議を通じまして、次年度以降の評価手法をどのようにしていくかという検討や、さらに本市における相談支援体制の方向性についての検討につなげていければという事で期待をしているところでございます。

議題（3）と（4）の説明は以上です。

（右田会長）

はい、ありがとうございます。

これも大変細かい内容となっておりますので、フォローするのも大変かと思いますが、専門委員会の自立支援協議部会に参加されている三田委員さん、何か一言ありますか。

（三田委員）

欠席したので…、先程ご説明にありました、相談支援事業者の聞き取りなどは、全国でもあまり行われておりませんので、貴重だと思うのですが、1 回目は、これから膨大な資料を分析という事になりますが、例えば相談件数でも障害分野によって桁がもう 2 つぐらい違うんですね。

例えば、身体のほうだったら 2 桁だけど、精神のほうだったら下手すると 1,000 近くに行くかもしれない、まあ、電話相談をカウントするとかで。

調査票は 1 つの元として、これから障害ごとの相談支援のあり方の違いとか、あるいは、中身ですよね、中身をどうするのかというのを本当は議論していく事が重要なのではないかなあと思っています。

また、各区での取り組み状況は市の自立支援協議会の委員もまだあまり知らないもので、これから出掛けていきたいなあと思っております。以上です。

（右田会長）

はい、ありがとうございました。何かご質問はございますか。

（下川委員）

素朴な疑問で申し訳ないですけど、各区によってすごくバラつきがあると思うんですね。

あげてきている相談も西成なんかは圧倒的に多くて、西成区の取り組みを見ていると教育部会まであるんですね。

ところが、鶴見区においては、今年度は 1 回しか開催しておられないんです、すごい格差があるのですが、これはどう指導しておられるんですかねえ。

（右田委員）

事務局、一言でお願いします。

（東一障害福祉企画担当課長）

各区のバラつきにつきましては、市の自立支援協議会でも毎回ご議論いただいているところです。

やはり、従前からケアマネジメント連絡調整会議というのを各区で取り組んでいただいていたものを、障害者自立支援法が施行されて以降、区の自立支援協議会へ組み替えた経過がございますので、従前からの活動を引きずっているのが理由の 1 つにあるかと考えております。

それと、西成区のように、元々地域の障害者部会ですね、連携の中で取り組んできたものと、新たに 1 から立ち上げたところ、色々な状況がございますので、今後、その辺につきましては、各区

に働きかけて、なるべく区のほうで頑張っていただけのようにしたいと思っております。

そのために、私どもとしまして、自立支援協議会委員の先生方にご協力いただきまして、区の保健福祉センターの担当者に対する連絡会を開催させていただきまして、非常に活発に取り組んでいただいている区の状況をご報告いただいたり、こんな事もできるのではないかとといった事をグループごとに意見交換していただいたくといった取り組みもしております。

また、区の自立支援協議会の牽引的な役割を果たしていただきたいと期待している、委託相談支援事業者を対象に研修会も実施し、その中では、大阪府の相談支援アドバイザーに色々なお話をさせていただいたりといった取り組みをしてきておるところです。

また、今後も市の自立支援協議会において、意見をいただきまして、そういった働きかけをしていきたいと思っております。

(右田会長)

随分これはユニークな試み、というよりも、総括されたらかなりの前進ですねえ。

研究上の課題にもなるかと思いますが、是非頑張ってください、三田委員さんなんかは、恐らくここのリーダーとして期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

専門家のある意味力量を試されているような部分もあるんじゃないかなあと説明を聞いておった訳ですけども、ちょっと予断になってしまいました。

どの議題もそうなんですけれども、色々と質問したいけれども時間の関係でと言われるとし難いお気持ちでいらっしゃると思いますけれど、お許しいただいて、次の議題 5 に入らせていただきたいと思えます。

(東一障害福祉企画担当課長)

今後のスケジュールについて(案)をご説明いたします。

資料 6、7 でございます。

まず、資料 7 の計画策定スケジュールについての矢印の表をご覧ください。

現在の障害者支援計画、第 2 期障害福祉計画が平成 23 年度までとなっております。

平成 23 年度には、この後の計画の策定に関わってご議論をいただく必要が出てまいりますので、22 年度に何をさせていただく必要があるかという事がございます。

資料 6 に戻っていただいでご覧ください。

平成 24 年度から始まる、次期の障害者支援計画及び障害福祉計画にかかる作成作業をしていく事が必要となりますが、策定作業が平成 23 年度に行う必要がございます。

そのために、前もって生活実態とかニーズ等の把握、それから計画策定のための基礎資料を整えていく必要があるといった事から、平成 22 年度に必要な基礎調査を行いたいと考えております。

資料 7 の後ろに参考資料として、国の障害者制度推進本部の資料を付けさせていただいております。現在、国は障害者自立支援法を廃止して新たな総合的な制度を作ることとしております。

また、障害者基本法自体につきましても一定の変更がされるのではないかと考えておりますが、具体的には、これからの検討になるといった状況でございます。

ただ、いずれにしましても、大阪市の両計画は平成 23 年度末までとなっておりますので、次期計画に向けまして作業を行っていく必要がございます。

障害者とか、施設、事業者の実態把握を行うことが必要ですが、こういった、国の状況を受けまして、出来るだけ柔軟に状況に対応できるような形で調査を進めていきたいと考えております。

資料 6 の裏面になりますけれども、調査項目の概要について、身体障害、知的障害、精神障害、

難病患者に加えて発達障害、高次脳機能障害などの新たな課題への対応できる形での生活実態やニーズ把握をしていく必要があると考えております。

検討の進め方に記載しておりますが、効果的、効率的に作業を進めていくために、今年度中の出来るだけ早くでございますが、障害者計画策定・推進部会にワーキング会議を設置しまして、基礎調査等にかかる具体的なご意見のとりまとめをしていただく形で出発をしたいと考えております。

ワーキング会議のメンバーでございますが、先般の1月25日に開催いたしました部会において、参考資料1-1で部会委員名簿を付けておりますけれども、これまでの参画状況を踏まえまして、この中から9名の方にワーキングメンバーに同意をいただいておりますので、その方を中心にワーキング会議を開催させていただきたいと考えております。

具体的には、乾委員、井上委員、塚本委員、辻委員、中村委員、廣田委員、古田委員、山野委員、米山委員の9名の方でございます。

今後のスケジュールでございますが、資料7の上段に書いてございますように、今年度内にワーキング会議を立ち上げまして、夏頃までには調査案を固めて、秋・冬には回収、集計、分析を行って、平成23年度当初からできるだけ早い段階から、新計画の策定を始めていきたいと考えておりますので、その検討に生かせるようにしていきたいと思っております。

折々にこの推進協議会にお図りしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

余談になりますが、これまで、支援計画と福祉計画の策定は1年ずれて行っており、それでもタイトなスケジュールでしたが、今回は1体的に策定するという事で、また、国の状況も見えない中での対応となりますので、皆様方のご協力をよろしく願いいたします。

(右田会長)

ありがとうございました。

専門委員会でワーキングに入られる方は、大変なご苦労となりますがよろしく願いしたいと思います。

ただ今の報告につきまして、質問ございますでしょうか。

(佐藤委員)

肢体障害者協会の佐藤でございます。

ワーキング会議に山梨委員は入っていますか。

(東一障害福祉企画担当課長)

山梨委員は入っておりません。

(佐藤委員)

すみません、1月25日の専門委員会でワーキングメンバーを決めたようですが、今日出席している協会の代表者が知らないというのは、どういう訳で専門委員会できめたのでしょうか、この場で決めるべきではないでしょうか。

(東一障害福祉企画担当課長)

それぞれ所属の団体はあるかと思いますが、委員としては個人として入っていただいておりますので、先日の部会で委員の皆様にお図りしたところでございます。

こういった形で決めたかと申しますと、昨年夏に委員の改選を行いました、改選前のワーキ

ングのメンバーを踏襲した形で、その他の委員の方については入っていただける方をお図りさせていただきまして、この9名の方があがってきたところです。

内容によりましては、お入りいただくことは可能でございます。

(柿内委員)

すみません、今の説明でしたら、個人的に入っているという事ですが、私どもは山野委員が適任であろうと思ひ部会に推薦して、またワーキングにも参加してもらっていますが、そうすると、仮に他にも入りたい委員がいれば私も入りたいと言えばワーキングに加えていただけるのでしょうか。

(東一障害福祉企画担当課長)

前回のワーキングメンバーを踏襲した形で、その他の委員の方については入っていただける方をお図りさせていただきましたので、追加で入っていただける方がいらっしゃいましたら、お入りいただければと思っております。

(右田会長)

よろしいですね。

(柿内委員)

はい。

(右田会長)

何しろ、先程から縷々説明ありましたように、これ継続ですね、第1期からずっと流れがありますから、恐らく事務局も、その過去の事もこれからの課題もわかっている方になるべくスムーズに具体化を図れるようにという事で、メンバーを選ばれているのではないかと思います、いずれにしてもきっちりニーズを押さえておくという意味では、今のご質問も妥当かと思われまので、事務局もご配慮いただいてよろしくお願ひしたいと思います。

他にはよろしゅうございますか。大変ですけれども、うまくスケジュールが運びますように側面からもご支援をよろしくお願ひいたします。

それでは最後に議題6のその他案件で傍聴要領についてよろしくお願ひします。

(東一障害福祉企画担当課長)

それでは、議題6その他についてご説明いたします。

傍聴要領について、お図りさせていただきたいと存じます。

資料8「傍聴要領(案)」をご覧ください。

本市の審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、傍聴手続については各審議会等が決定するものとなっております。

現在、ご覧のとおり傍聴要領となっており、傍聴者があつた場合には受付にて氏名及び住所を記入いただいているところです。

しかしながら、本審議会として、傍聴者の氏名、住所といった個人情報の収集が必要な特段の理由があるとまでは言えないことから、今回、整理を図り、次回開催分から傍聴要領「1の①」にある「受付で住所及び氏名を記入し」を削除した取り扱いとしたいと考えているところです。

また、傍聴要領の中に、定員数について明記されていなかったことから、本市の他の審議会の事

例を踏まえて、10名を定員とする旨を明記したいと考えています。

なお、1月25日に開催いたしました、障害者計画策定・推進部会と、1月29日に開催いたしました地域自立支援協議部会においても、同内容についてご説明しております。

本日、本協議会におきまして、大阪市障害者施策推進協議会全体の取り扱いとして、確認をさせていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

(右田会長)

今の傍聴に関する件について、何かご意見はございますか。

(柿内委員)

われわれ視覚障害者や聴言障害者は、ガイドヘルパーさんや手話通訳者さんがおられるのですが、こういう方はオブザーバーとして、傍聴定員とは別枠と考えてよろしいでしょうか。

(右田会長)

はい、いかがですか。

(東一障害福祉企画担当課長)

ガイドヘルパー、手話通訳者の方は傍聴者ではなく、介助者という形となりますので、別枠でございます。

(右田会長)

よろしゅうございますか。他に何か。

それでは、大変急いだ進行で申し訳ございませんでした。

これで本日の議題は終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思います。

(落合障害者施策部長)

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。

本日いただきましたご意見を踏まえまして、大阪市障害者支援計画、大阪市障害福祉計画にもとづく施策の推進に尽力してまいります。

また、先程にもありましたように、障害者自立支援法をはじめとした障害者施策全体の動向を注視し、状況の変化に適切に対応していく所存でございますので、今後とも引き続き皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は本当に長時間ありがとうございました。

司会（桑田障害者施策部担当係長）

これを持ちまして、大阪市障害者施策推進協議会を閉会いたします。

皆様、誠にありがとうございました。